

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長浜市長 浅見 宣義

市町村名 (市町村コード)	長浜市 (25203)
地域名 (地域内農業集落名)	今町 ( 今町 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月17日 (第7回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

(現状)
・対象農地は、『今むらの農地は、今むらでまもる』の合言葉にもとづき、地域内に居住する農業者(担い手や農業法人)が100%耕作しており、水稻を中心に麦や大豆が作付けされている。
(課題)
1.担い手不足 現在、担い手は確保されているが、将来(10年後)担い手不足に陥る恐れがあり、法人化された営農組合を受け皿として調整を図りながら、新規就農者の育成を図る必要がある。
2.農業インフラ 対象地区内の用排水路、農道等の基盤施設の老朽化が顕著になってきており、近い将来に大規模な維持補修または更新が必要となることが見込まれており、費用の捻出などの問題が予想されている。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

・今後も継続して水稻と転作作物(麦・大豆)を主体とした経営を行うが、収量の増加や環境こだわり米など、高収益・高付加価値化の取組を継続する。
・一部においては、有機農業や野菜を中心とした農業経営をすすめ、従来型の農業からの転換を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	60.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	60.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手を中心とした集積、集約化を関係機関等とともに連携し進めていく。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

広域的でより実効性の高い農地利用調整を、農地中間管理機構を通じた農地の賃貸借契約を積極的に図っていく。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

今のところ取組予定はない。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

県、JAをはじめとした関係機関・団体と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

乾燥調製→JA/コメック/ファームK

田植え→北川農園

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

②有機・減農薬・減肥料→環境こだわり米

③スマート農業→スマート農機・ドローンなどの導入及び活用

④輸出→輸出用米

⑦保全・管理等→水路の泥上げ、農道の維持管理、畦畔草刈り